

「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に  
対する意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計5件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	H25年6月6日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
2	H25年6月6日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之
3	H25年6月6日	ソフトバンクBB株式会社	代表取締役社長兼 CEO	孫 正義
		ソフトバンクテレコム株式会社		
		ソフトバンクモバイル株式会社		
4	H25年6月6日	イー・アクセス株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン
5	H25年6月6日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司

## 意見書

西企営第31号  
平成25年6月6日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 540-8511

(ふりがな) おおさか ふ おおさか し ちゅうおう く ばん ば ちよう  
住所 大阪府大阪市中央区馬場町3-15

(ふりがな) にしにっぽんでんしんでん わ かぶしきがいしゃ  
氏名 西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 村尾 和俊  
むらお かずとし

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条の規定により、平成25年5月8日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

(別紙)

# 「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に 対する意見

平成25年6月6日

西日本電信電話株式会社

## 当社意見

新興住宅地、新築マンションにおいて、メタルケーブルと光ケーブルの双方を敷設することが、必ずしも経済的ではないケースでは光ケーブルのみを敷設し、光ケーブルにより電話サービスとブロードバンドサービスの両方を提供する方が低廉で効率的である場合があります。当社としては、このような場合には光ケーブルによる電話サービスの提供を検討していきたいと考えており、今回の省令改正はこうした柔軟かつ経済的なユニバーサルサービスの提供に資することから、賛同します。

# 意見書

東経企管第13-0029号  
平成25年6月6日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな)

住所

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちようめ

東京都 新宿区 西新宿 三丁目 19-2

(ふりがな)

氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしき

東日本電信電話株式

がいしゃ

会社

代表取締役社長 やまむら まさゆき  
山村 雅之

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条の規定により、平成25年5月8日  
付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

(別紙)

# 「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に 対する意見

平成25年6月6日

東日本電信電話株式会社

## 当社意見

東日本大震災の被災地における復興エリアや新興住宅地、新築マンションにおいて、メタルケーブルと光ケーブルの双方を敷設することが、必ずしも経済的ではないケースでは光ケーブルのみを敷設し、光ケーブルにより電話サービスとブロードバンドサービスの両方を提供の方が低廉で効率的である場合があります。当社としては、このような場合には光ケーブルによる電話サービスの提供を検討していきたいと考えており、今回の省令改正はこうした柔軟かつ経済的なユニバーサルサービスの提供に資することから、賛同します。

意見書

平成 25 年 6 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条の規定により、平成25年5月8日付け情郵審  
で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

今回の省令改正案は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という。)殿の加入電話サービスに係る級局区分をそのまま適用するものとなっておりますが、そもそも級局区分は、アナログ電話網の時代に、同一区域内料金で通話できる相手先が多いほどその地域の加入者の電話利用の価値が大きくなるという効用料金の考え方にに基づき設定されたものであり、基本料金で回収すべきコストとの乖離が発生する制度であると認識しています。現行のNTT東西殿の光IP電話サービスが距離段階別料金を適用していない状況に鑑みると、加入電話相当となるOABJ番号を用いた光IP電話の類型として、級局区分を導入する合理的理由はないと考えます。

加えて、光IP電話が加入電話に代わりユニバーサルサービスを担っていく可能性を考えると、今後級局区分自体の扱いについても検討すべきと考えます。

まずは、アクセス網におけるPSTNから光へのマイグレーションやユニバーサルサービス制度の見直しについて、二重投資コストの抑制等の観点から議論を進めることが必要と考えます。

光による電話サービスが提供されるエリアが拡大することによる、既存のメタル回線の新規投資抑制や既存のメタル回線の撤去といった二重投資コスト抑制は、国民全体の負担低廉化に直結しますが、前提として既存の競争環境が維持されることが必要と考えます。

従って、ユニバーサルサービス制度の見直しと合わせ、マイグレーションの推進、アクセス網全体のコスト低廉化及び競争環境の維持・促進といった全体的な議論を電話網移行円滑化員会において早急に実施して頂きたいと考えます。

以上

# 意見書

平成 25 年 6 月 6 日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長

郵便番号 105-0001

住 所 とうきょうとみなとくらのもん 東京都港区虎ノ門 2-10-1  
氏 名 イー・アクセス株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう  
代表取締役社長 エリック・ガン

連絡先

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条の規定により、平成 25 年 5 月 8 日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

この度は、「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に対し、意見を申し述べる機会をいただき、誠にありがとうございます。

以下、当社の考え方を申し述べます。

今回、電気通信事業法施行規則の一部改正（以下、本改正）については、平成22年12月の情報通信審議会答申等の趣旨を踏まえ、光ファイバの整備にあたり、メタル回線と光ファイバの二重投資を回避することが目的と理解しております。

しかしながら、二重投資の回避に当たっては、以下の点についても留意する必要があると考えます。

#### (1) 既設エリアも含めた二重コストの回避

NTT東西殿によれば、本改正に伴い提供される「光による電話サービス」については、提供範囲が新興住宅地や東日本大震災の復興エリアといった、新規にアクセス設備を敷設するエリアに限られており、現状、メタル回線と光ファイバの双方が敷設されたエリアでの提供は、計画されていないとのことです。

この場合、アクセス設備の既設エリアにおける二重コスト（減価償却費、保守費など）は解消されず、当該コストが接続料の上昇に働くことから、光ファイバを利用するお客様、及びメタル回線を利用するお客様双方の利用者利便性を阻害するものと考えます。

従って、NTT東西殿は既設エリアも含めて二重コストを回避し、コスト効率化が進められるよう、努めるべきと考えます。

#### (2) 競争環境への配慮

今後、「光による電話サービス」のエリア展開が進む場合は、結果として、加入電話や、DSLやドライカップ電話といった接続事業者サービスのフレッツ光ネクストへの巻き取りが進み、NTTの独占回帰が強まることを懸念します。

従って、今回NTT東西殿が、「光による電話サービス」にてユニバーサルサービスを提供することで競争上優位にならないように、例えば、接続事業者のサービス展開の無いエリア(コロケーションの無い局舎)から「光による電話サービス」への移行を進め、接続事業者のサービス展開エリアについては、スケジュールや代替サービスの提供に関して、コア網のマイグレーションにおける「PSTNマイグレーションに係る意識合わせの場」のように、論点ごとに事業者間で十分な議論を行って進めることが必要と考えます。

上記の二重投資に係る課題については、NTT東西殿に対して、ユニバーサルサービスの提供にあたり一定の経営効率化が求められている趣旨も踏まえ、「ユニバーサルサービス委員会」の枠組みにて、総務省殿、NTT東西殿、接続事業者等の関係者でオープンな検証・議論を行う必要があると考えます。なお、検討を進める上で、今後のアクセス網の展望が必要不可欠であることから、NTT東西殿はアクセス網に係る計画を示すべきと考えます。

また、議論にあたっては、移行スケジュールや代替サービスといった移行期特有の課題も密接に関係することが想定されるため、「電話網移行円滑化委員会」とも連携をとることが必要と考えます。

以上

# 意見書

平成25年6月6日

情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんぼんにごう  
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ  
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長 たなか たかし  
田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条の規定により、平成25年5月8日付け情郵審で公告された省令案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

今回の電気通信事業法施行規則の改正案は、基礎的電気通信役務の対象となっている「加入電話に相当する光IP電話」について、新たに類型を追加するものであり、メタルと光の二重投資状態を解消し、メタルから光へのマイグレーションを促進させる措置と考えます。

なお、ブロードバンドの普及促進を図る観点では、NTT東・西のダークファイバの利用条件の更なる改善を図り、NTT東・西と競争事業者との間の公正な競争環境を担保していくことが重要です。

以上